

公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会から  
都道府県臨床心理士会関係各位への「お知らせ」

平成 29 年 8 月 1 日  
公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会

謹啓 都道府県臨床心理士会関係各位におかれましては、ご清栄にてご活躍のこととお慶び申し上げます。

皆様には、日頃より本協会事業に多大なご協力、ご支援をいただき心より感謝申し上げます。

さて、公認心理師法（平成 27 年 9 月 9 日成立、同 16 日公布）の施行（平成 29 年 9 月 15 日）に向けた最終整備の段階を迎えております。本協会は、全国の養成大学院及び皆様とともに長年に亘る大学院養成教育、資格認定、継続研修等を通じて培ってきた社会的な通用性・信用・実績を踏まえて、公認心理師法にどう対応を図るか、極めて重大な関心のもと総力で積極的な検討と努力を重ねてきました。

この取り組みに際しても、公認心理師という国家資格の重要性の認識を前提に、都道府県において地域に密着した皆様独自の貴重な活動実績を励みにしながら、「臨床心理士の堅持と共存共栄関係の創造」という基本認識・姿勢で臨んできました。この取り組みの中で、地道かつ真摯に利用者とともに歩まれる揺るぎない臨床心理士会関係各位の存在と実際事情に触れるにつけても、公益財団法人認定臨床心理士の重みと臨床心理職自立組織である各都道府県臨床心理士会の存在意義をあらためて深く認識し、本協会との長年の連携関係を将来展望の中軸に据えて新生構築する重要性と社会的責任を自覚する機会になりました。

長年に亘る各位のご尽力・ご協力に報いるため、本協会といたしましても、「公認心理師カリキュラム等検討会」等において情報提供などにも努めながら、臨床心理士各位に不利益が生じないように、新たな将来展望を念頭において積極的に参画してきました。その経緯は、臨床心理士報、本協会ホームページ、「本協会からののお知らせ」などで丁寧に公表していますが、主な基本情報とともに、ともに目指す未来像についてもご案内します。

同封資料

- 1 臨床心理士をとりまく最新状況における  
『公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の基本的な考え方や取り組みの経緯等』  
および『公益財団法人認定臨床心理士の新しい課題と展望』について  
**公認心理師法の施行をめぐる「基本認識・基本方針」**

収録：「公認心理師法の施行に伴う『臨床心理士科目・単位』の対応について」

- 2 【参考資料】公認心理師法概要（公認心理師カリキュラム等検討会報告書より）

この「お知らせ」のメインテーマは、資料 1 に収録の「公認心理師法の施行に伴う『臨床心理士科目・単位』の対応について」であるかと思いますが、その元になる本協会の基本的な考え方、とくに「6. 臨床心理士と公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の展開と新生課題」、「7. 臨床心理士と本協会が拓く将来構想・新生展望のために」に関しては、繰り返しご確認・ご理解いただきたくお願い申し上げます。

「公認心理師カリキュラム等検討会報告書」が公表されて以来、むしろ情報が錯綜する中で、各臨床心理士はもとより養成大学院、都道府県臨床心理士会におかれては、関連各種団体の見解が水面下の推測に留まり、説明責任への疑念を感じる状況にあることを承知しつつも、一貫して本協会は、公式情報に基づく正当な対応内容を公表・報告してきました。したがって今回も、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課との共管で設置された厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室による「公認心理師カリキュラム等説明会」（平成 29 年 7 月 31 日開催）の公式情報公開の後に正式に対応することが社会的に適正であるとの考えから、今日まで遅くなりました。関連職能団体や関係学会の公式見解にも照らしながら、正しい理解と検討を踏まえた適切かつ主体的な判断と指針のため有効に活用していただくことを願っています。

都道府県臨床心理士会関係各位におかれては、まずは資格更新制の重要性をご確認いただくとともに、地域社会の皆様との信頼と実績を踏まえて、臨床心理士を堅持しつつ、公認心理師の適切な位置づけにより相補・共生する、個性と地域に根差した良質・高度な誇りある臨床心理士会の新構築のため、益々のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

本協会といたしましても、業務執行理事会・理事会を中心に、カリキュラム等検討WGメンバー等、臨床心理士支援のため、これからも総力をあげて邁進していく所存です。

関係各位のご健勝とともに、貴臨床心理士会の益々のご発展をお祈り申し上げます。

敬具

※お願い：

この「お知らせ」は、本協会ホームページにも掲載していますので、できるだけ多くの関係者にお知らせいただき、将来展望のための身近な議論が促進されますことを期待します。なお、内容については、理事会等を重ね修正改善を図りながら、臨床心理士像を明確化し共存共栄を目指すための「範囲と基準」であることをご理解いただき、当面、本件についての事務局への電話等でのお問い合わせには対応いたしかねますこと、ご了承とご協力をお願いします。